

201404号

## 消費者被害注意情報

平成27年1月9日  
島根県環境生活部環境生活総務課  
(消費とくらしの安全室)  
Tel 0852-22-6216  
Fax 0852-32-5918

E-Mail [syohisen@pref.shimane.lg.jp](mailto:syohisen@pref.shimane.lg.jp)

## 特殊詐欺(医療費の還付金詐欺等)にご注意を!!

～特殊詐欺多発注意報が発令中です～

最近、県内において医療費の還付金詐欺をはじめとした特殊詐欺の被害が相次いで発生しています。

そのため、平成27年1月8日に島根県警は「特殊詐欺多発注意報」を発令しました。



島根県消費者センター

マスコットキャラクター

### ● 医療費の還付金詐欺とは

「市役所の国民健康保険の担当者」などと公的機関の職員を名乗る者から「あなたが支払った医療費に過払いがあるので還付する」「今日までに手続きを行わないといけなし」などと電話をかけ、キャッシュカードを持参させ、近所のコンビニや金融機関のATMに誘導します。

電話で指示しながら被害者にATMの操作をさせ、言葉巧みに相手方の指定口座へ振り込ませ、被害者の現金をだまし取る手口です。

### ● 現在、県内で特殊詐欺被害が多発しています。

島根県警によると、特殊詐欺の被害件数は近年増加傾向であり、被害金額も3年連続で2億円を超えているとのこと。

また、島根県警は、還付金詐欺が相次いで発生していることから「特殊詐欺多発注意報」を発令しております。

### ● 県民の皆さまにアドバイス

- 行政機関であれば書類による手続きが必要です。何の手続きもなく医療費が還付されることはありません。
- キャッシュカードを利用することによって現金が還付されることはありません。暗証番号を尋ねられても、絶対に教えないでください。
- 万が一に備え、高額振り込みを行うことがない方は、ATM利用限度額を引き下げることが有効です。具体的な手続きは取引先の金融機関にお尋ねください。

少しでも「怪しい話だな」と思ったら、最寄りの警察署又はお住まいの役場の消費生活相談窓口、県消費者センターにご相談ください。

相談電話：県消費者センター 0852-32-5916

石見地区相談室 0856-23-3657